

# 平成30年第3回砂川市議会定例会

平成30年9月11日（火曜日）第1号

## ○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 議事日程報告
- 議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議案第 5号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市墓地条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 3号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
- 議案第 4号 平成30年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
[予算審査特別委員会]
- 散会宣告

## ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
  - 北谷 文夫議員
  - 中道 博武議員
- 議事日程報告
- 議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
  - 自 9月11日
  - 至 9月14日4日間
- 日程第 3 主要行政報告

- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議案第 5号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市墓地条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 3号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
- 議案第 4号 平成30年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
[予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議 長 飯 澤 明 彦 君	副議長 水 島 美喜子 君
議 員 増 井 浩 一 君	議 員 多比良 和 伸 君
増 山 裕 司 君	中 道 博 武 君
佐々木 政 幸 君	武 田 真 君
武 田 圭 介 君	辻 勲 君
北 谷 文 夫 君	沢 田 広 志 君
小 黒 弘 君	

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
病 院 事 業 管 理 者	平 林 高 之

総務部	部長	熊崎	一弘
兼會計管理	監	近藤	恭史
総務部	審議	峯田	和興
市民部	部長	中村	一久
保健福祉部	部長	福士	勇治
経済部	部長	湯浅	克己
建設部	部長	荒木	政宏
建設部	技監	朝日	紀博
病院事務局	局長	山田	基
病院事務局	審議監	東	正人
総務課	課長	井上	守
政策調整課	課長		

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原	希之
------	----	----

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局	局長	山形	讓
-------	----	----	---

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局	局長	熊崎	一弘
------------	----	----	----

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	福士	勇治
----------	----	----	----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局	局長	和泉	肇
事務局	次長	川端	幸人
事務局	主幹	山崎	敏彦
事務局	係長	渡部	秀樹

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから平成30年第3回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 飯澤明彦君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、北谷文夫議員及び中道博武議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 飯澤明彦君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月14日までの4日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は4日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

3ページ、総務部総務課の関係では、2点目の砂川市市制施行60周年記念式典及び記念講演会の開催について、7月1日、砂川市地域交流センターゆうにおいて、昭和33年7月1日の市制施行以来60年の節目を迎えるに当たり、市制施行60周年を祝うとともにさらなる市政の発展を願い、記念式典、記念講演会、郷土資料室特別展等を開催し、当日の式典等は、市内各団体代表者で構成する実行委員会が主体となって運営され、市内外からの来賓を初め市民等450名が来場し、盛会に終了したところであります。

次に、4ページ、総務部市長公室課の関係では、1点目の砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金について、町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取り組みを支援する「砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金」の申請を5月31日まで受

け付けたところ、86町内会のうち83町内会より申請があったところであります。

次に、2点目の地域力UP講座について、7月11日・18日・25日の3日間、地域交流センターゆうにおいて、市民活動団体等の活動を担っていく人材の育成と確保を目的に、市民活動、地域活動、まちづくりに関心・興味をお持ちの方々を対象とした「地域力UP講座」を開催し、講師からの講話のほか、ワークショップを実施し、受講者39人、延べ70人の参加があったところであります。

次に、3点目の市制施行60周年記念事業防災フォーラムの開催について、8月1日、地域交流センターゆうにおいて、「昭和56年水害の経験と知恵の伝承」と題した防災フォーラムを開催し、過去の水害の写真展示や映像の上映のほか、これまでの治水事業の変遷と過去の水害に関する説明や水害の経験者等と市長によるパネルディスカッションを実施し、約70名の参加があったところであります。

次に、5ページ、政策調整課の関係では、3点目の中空知定住自立圏構想推進会議について、6月26日、第12回副市町長会議が開催され、第2期中空知定住自立圏共生ビジョンの進捗状況等について協議したところであります。

次に、6点目の砂川市総合戦略推進委員会について、8月10日、第1回推進委員会が開催され、砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略基本目標及び重要業績評価指標（KPI）について検証を行ったところであります。

次に、6ページ、9点目の平成30年度普通交付税の決定について、本年度の普通交付税額は39億9,039万円で前年比1.5%の減で決定となり、普通交付税からの一部振りかえ分である臨時財政対策債を含めた額につきましても42億8,857万円で前年比1.7%の減となったところであります。

次に、7ページ、庁舎建設推進課の関係では、1点目の砂川市庁舎建設基本設計書（案）に対するパブリックコメントについて、8月1日から31日まで、砂川市庁舎建設基本設計書（案）に対するパブリックコメントを実施したところ、3名から3件の意見があり、意見の概要と市の考え方をホームページ及び情報公開コーナーで公表したところであります。

次に、2点目の庁舎建設に関する市民説明会について、8月8日から10日まで、砂川市庁舎建設基本設計書（案）についての市民説明会を市内3カ所で開催し、42人の参加があったところであります。

次に、3点目の砂川市庁舎建設基本設計書の策定について、9月4日、市民説明会での意見及びパブリックコメント等を踏まえ、砂川市庁舎建設基本計画に基づき、新庁舎の平面計画や構造計画などの建設工事に向けた基礎的な条件をまとめた砂川市庁舎建設基本設計書を策定したところであります。

次に、9ページ、市民部市民生活課の関係では、8点目の砂川市地域公共交通会議について、6月15日、第2回会議を開催し、平成29年度決算及び会計監査について報告を

行い、平成31年度砂川市生活交通確保維持改善計画（案）等について協議したところ  
あります。

次に、9点目の交通安全運動について、（2）に主な啓発運動を記載してございますが、  
8月3日にラブ・リバー砂川2018夏まつり会場において街頭啓発を実施したところ  
あります。また、8月8日より、砂川郵便局を初めとする市内企業や団体と連携し、「飲  
酒運転防止かもめーる」を全世帯に配達したところでもあります。

次に、15ページ、経済部商工労働観光課の関係では、2点目のチーム“SUNAGA  
WA”団結セミナーについて、7月5日、6日の両日、砂川市役所大会議室、地域交流セ  
ンターゆうにおいて、一般社団法人地球MD代表理事の山本聖氏、株式会社からだにいい  
こと取締役の森本滋久氏を講師に迎え、農業・商業・工業関係者等が団結し、砂川の魅力  
である福祉・医療・産業をかけ合わせることで砂川らしいブランドを見つけ出すセミナー  
とワークショップを開催し、延べ132人の参加があったところでもあります。

次に、16ページ、7点目の砂川SAスマートインターチェンジ利用促進に伴う関連事  
業について、6月29日から7月12日まで、株式会社昭文社の運営することりっぷWE  
B及び8月20日、株式会社リクルート発行の北海道じゃらん9月号に砂川SAスマート  
インターチェンジの利用と砂川をPRする特集記事を掲載し、情報発信を行ったところ  
でございます。

次に、17ページ、農政課の関係では、3点目の農作物の生育状況について、各農作物  
はおおむね順調に生育しておりますが、トマトにつきましては一部病気の発生が見られる  
ところでもあります。

次に、21ページ、建設部建築住宅課の関係では、6点目のすながわハートフル住ま  
いる推進事業について、各事業の5月から7月までの交付件数及び交付金額は、（1）永く  
住まいる住宅改修補助金は42件、1,005万5,000円、（2）まちなか住まいる  
等住宅促進補助金は10件、335万4,000円、（3）高齢者等安心住まいる住宅改  
修補助金は12件、205万9,000円、（4）老朽住宅除却費補助金は9件、327  
万3,000円をそれぞれ交付したところでもあります。また、子育て支援として子育て世  
帯に対し補助率の上乗せや補助金の加算を行っておりますが、（2）まちなか住まいる等  
住宅促進補助金は3件、40万円を加算してそれぞれ交付したところでもあります。また、  
移住定住促進として砂川に移住された方に対し新規移住祝金を交付しておりますが、4件、  
80万円相当の商品券を交付したところでもあります。

次に、7点目の住み替え支援事業について、各事業の5月から7月までの交付件数及び  
交付金額は、（1）登録物件促進補助金は2件、20万円、（2）移住促進補助金は2件、  
20万円及び20万円相当の商品券をそれぞれ交付したところでもあります。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 前回定例会以降における教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の「砂川市立小中学校適正規模・適正配置を考える」について、急速に進展する少子化に伴い、児童生徒数が減少している状況を踏まえ、将来的に良好な教育環境の維持向上を図っていくため、市内全ての小中学校を対象とする適正規模・適正配置について本年4月より検討に着手し、現段階の検討資料を取りまとめたところであります。

次に、3点目の「いじめの問題に係る調査」について、5月から6月にかけて市内小中学校の全児童生徒を対象に実施した結果、回答率は98.8%であり、児童生徒への聞き取りなどを行い、最終的にいじめと認知した件数は、小学校58件、中学校14件、合計72件となりました。各校で加害児童生徒への指導等を行った結果、現在はいずれの事案もいじめの行為はやんでおり、経過を注視しているところであります。

次に、4点目の学校施設におけるコンクリートブロック塀の設置状況について、大阪府北部地震で発生したブロック塀の倒壊による登校中児童の死亡事故を受け、6月20日付で北海道教育委員会より学校施設内における当該塀の設置状況について調査の依頼があり、市内全ての小中学校を確認した結果、該当事例はありませんでした。

次に、6点目の夏季休業中における学校閉庁日について、教職員に係る勤務時間の縮減を進めるため、校長会との協議を経て、休養をとりやすい環境を整備し、心身の健康を保持することを目的として、市内全ての小中学校で8月13日から15日までの3日間を部活動も休養日とする学校閉庁日に設定しました。

次に、2ページの9点目、全道中学校体育大会への出場と結果について、函館市で開催された陸上大会、男子200メートルと400メートルに砂川中学校3年生の佐伯昌矢君が、男子走り幅跳びに竹内虎星君が出場しました。江別市で開催された水泳大会、男子50メートル自由型と200メートル個人メドレーに石山中学校3年生の北川潤成君が、女子100メートル背泳ぎに1年生の北川芽依さんが出場しました。深川市で開催されたバドミントン大会、男子個人戦に砂川中学校3年生の鎌田紘誓君と奥山大晟君が出場しました。小樽市で開催された剣道大会、女子個人戦に砂川中学校3年生の南條碧さんが出場しました。成績は、それぞれ記載のとおりでありました。

次に、3ページの社会教育課所管では、5点目のプログラミング体験教室について、7月26日、砂川小学校パソコン教室において実施し、「自分でゲームを作ってみよう」をテーマに、xHachi代表、八戸駿氏を講師として、小学生30人、保護者14人が参加しました。

次に、4ページの7点目、子ども職場体験活動について、8月7日、市内家庭教育サポート企業の奥山農園、ソメスサドル、三共建具工業、コープさっぽろ砂川店の協力のもと、小学校1年生・2年生10人、3年生から6年生10人が参加しました。

次に、8点目の劇団四季ミュージカル公演について、8月22日、地域交流センターゆうにおいて、劇団四季が主催する児童無料招待公演“こころの劇場”「魔法をすてたマジヨリン」が上演され、小学生364人、引率教員32人、計396人が鑑賞しました。

次に、公民館所管では、2点目の郷土資料室特別展「砂川物語パートⅡ～市制施行から60年、そして未来へ～」について、6月1日から24日まで、公民館特別展示室において、郷土資料室で所蔵している昭和33年の市制施行からの写真約170点を中心とした展示及び昭和37年の水害記録や平成2年の開基100年記念映像などの上映を行い、期間中745人が鑑賞しました。

次に、3点目の公民館教室について、8月1日、公民館において実施し、「防災教室～楽しく学ぼう～」と題して、講師に北海道防災教育アドバイザー・日本気象協会北海道支社気象予報士、住友静恵氏及び市防災対象係職員を迎え、小学生21人が参加しました。

次に、図書館所管では、1点目の学校における「出張おはなし会」について、子供が自主的に読書活動を行うためのきっかけとして、図書館司書等が継続的に行う読み聞かせを7月4日に豊沼小学校で26人、8月24日に北光小学校で43人が参加し、実施しました。

次に、5ページ、スポーツ振興課所管では、1点目の第31回アメニティ・タウンすながわマラソン大会について、6月24日、北海道子どもの国周辺地域において実施し、10キロに188人、5キロに117人、3キロに35人、親子ペアに48組96人、合計436人が参加し、地域別参加者数は市内56人、道内379人、道外1人でありました。

次に、2点目の全国大会への出場と結果について、7月24日、東京都千代田区日本武道館で開催された「第53回全国道場少年剣道大会」に砂川錬心館が出場し、団体戦小学生の部、4回戦敗退の成績でありました。

次に、3点目の全道大会への出場と結果について、6月30日、7月1日、芽室町で開催された「第19回全国小学生ABCバドミントン大会北北海道予選会」にあすなろ所属の砂川小学校1年生、上杉優月さんが出場し、予選リーグ2敗の成績でありました。

次に、4点目のB&G北海道ブロック・スポーツ交流交歓会について、愛別町で剣道の部が開催され、団体戦に砂川海洋センターチームが出場、個人戦中学生の部に砂川中学校3年生の伊藤戒悟君と2年生の千葉琴巴さんが出場し、記載のとおり成績でありました。厚岸町で水上の部が開催され、カヌー競技高校生男子の部に出場した砂川高校3年生の大和田泰世君が2位、2年生の大和田暉人君が6位の成績でありました。また、カヌー競技高校生女子の部に出場した砂川高校3年生の小島亜美さんが2位、苫小牧高専3年生の佐藤七海さんが3位の成績でありました。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

- ◎日程第7 議案第5号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 砂川市墓地条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第2号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第3号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
- 議案第4号 平成30年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長 飯澤明彦君 日程第5、議案第5号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市墓地条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計補正予算、議案第4号 平成30年度砂川市介護保険特別会計補正予算の8件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から議案第5号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、代替保育の提供に係る連携施設の規定等を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては7ページ、議案第5号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

目次中、第5章、事業所内保育事業（第42条—第48条）を第5章、事業所内保育事業（第42条—第48条）、第6章、雑則（第49条）に改めるものであります。

第5条は、家庭的保育事業者等の一般原則の定めであり、第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改め、第7項中「や事業所の」を「及び」に改めるものであります。

第6条は、保育所等との連携の定めであり、第15条第1項の次に「、第2項」を加え、同項第2号中、提供する保育をいうの次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加えるもので、第2項は、市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができるとして、第1号は、家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。第2号は、次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていることと定めるものであります。

第3項は、前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないとして、第1号は、当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合については、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）。第2号は、事業実施場所において代替保育が提供される場合については、事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者と定めるものであります。

第7条は、家庭的保育事業者等と非常災害の定めであり、第1項中「軽便消火器等」を「消火器等」に改めるものであります。

第16条は、食事の提供の特例の定めであり、第1項中「の各号」を削り、第2項に次の1号を加えるもので、第3号は、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場所に限る。）と定めるものであります。

第18条は、家庭的保育事業所等内部の規程の定めであり、「の各号」を削るものであります。

第21条は、苦情への対応の定めであり、第2項中「市町村」を「市」に改めるものであります。

第22条は、家庭的保育事業における設備の基準の定めであり、「の各号」を削るものであります。

第28条は、小規模保育事業A型における設備の基準の定めであり、第5号中、前号の前に読点を、同号の前に読点をそれぞれ加え、第7号中、次のア、イの前に読点を、次のアからクの前に読点をそれぞれ加えるものであり、同号イの表、4階以上の階の避難用区分1中「各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号」を「の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号」に改めるものであります。

第37条は、居宅訪問型保育事業の定めであり、「の各号」を削るものであります。

第41条は、準用の定めであり、居宅訪問型保育事業者の前の読点を削るものであります。

第43条は、保育所型事業所内保育事業所の設備の基準の定めであり、第7号中、前号の前に読点を、同号の前に読点をそれぞれ加え、第9号中、次のア、イの前に読点を、次のアからクの前に読点をそれぞれ加え、同号イの表、4階以上の階の避難用区分1中「各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号」を「の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号」に改めるものであります。

第45条は、連携施設に関する特例の定めであり、「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改めるものであります。

第47条は、小規模型事業所内保育事業所の職員の定めであり、以下この条の次に「及び次条」を加えるものであります。

本則の次に第6章、雑則を加え、委任の定めとして第49条、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるとするものであります。

附則第2条は、食事の提供の経過措置の定めであり、事業を行う者の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、「得た」を「受けた」に改め、同項を第1項とし、同項に次の1項を加えるもので、第2項は、前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を受けた施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならないと定めるものであります。

附則第3条は、連携施設に関する経過措置の定めであり、「第6条第1項本文」を「第6条第1項」に改めるものであります。

附則に、次の見出し及び小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例の定めとして次の4条を加えるものであり、第6条は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならないと定めるものであります。

第7条は、前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができると定めるものであります。

第8条は、附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができると定めるものであります。

第9条は、前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を

受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならないと定めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 (登壇) 私からは議案第6号 砂川市墓地条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、北吉野墓地に合同墓を設置するとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市墓地条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第6号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

第2条は、墓地の名称及び位置の定めであり、見出し中「位置」を「位置等」に改め、第1項の次に第2項、北吉野墓地に合同墓(市が設置する多数の焼骨を合わせて埋蔵する施設をいう。以下同じ。)を置くを加えるものであります。

第3条は、墓地の使用許可の定めであり、第2項本文中、墓地の次に「(合同墓を除く。)」を加え、同項ただし書き中「事情ある」を「事情がある」に改めるものであります。

第3条の2は、使用者の資格の定めであり、第1項本文中、住所の次に「又は本籍」を加え、第1項の次に第2項、前項の規定にかかわらず、合同墓の使用許可を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認めた者については、この限りでないを加え、その内容につきましては、第1号、本市に住所又は本籍を有する者で、現に所持する焼骨を埋蔵しようとするもの。第2号、本市の墓地を使用している者で、当該墓地に埋蔵されている焼骨を合同墓に改葬しようとするものを加えるものであります。

5ページから6ページになります。第4条は、使用料の定めであり、第1項表中の上段になりますが、「市長が特に必要と認めた者」を「左記以外の者」に改め、第2項本文中「公費の援助を受けている者」を「生活保護法の規定による生活扶助を受けている者その他市長が特に必要と認めた者」に改め、同項ただし書き中、場合の次に「(合同墓の使用の許可をする場合を除く。)」を加え、同項を第3項とし、第1項の次に第2項、前項の規定にかかわらず、合同墓の使用許可を受けた者は、焼骨1体につき8,000円を使用料として納付しなければならないを加えるものであります。この使用料8,000円につきましては、建設費、用地費、埋蔵地に立ち会う管理経費をもとに30年間使用による予

定収容規模1, 500体で割り返して算出したものであります。

第5条は、墓地区画の確認の定めであり、第1項中、使用権者の次に「(合同墓の使用許可を受けた者を除く。以下この条、次条、第11条第1項、第12条及び第14条第1項第2号において同じ。)」を加えるものであります。

7ページになります。第7条は、墓地内の制度の定めであり、見出し中「制度」を「制限」に改めるものであります。

第8条は、管理上の措置の定めであり、「市長において、墓地」を「市長は、墓地の」に改めるものであります。

第9条は、使用権の移転の定めであり、第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改めるものであります。

第10条は、許可証の書きかえ等の定めであり、第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第3号中「き損し」を「毀損し、」に改めるものであります。

第11条は、墓地の返還の定めであり、見出し中「返還」を「返還等」に改め、本文中「墓地が不用になった」を「墓地を使用する必要がなくなった」に改め、第1項の次に第2項、合同墓の使用許可を受けた者は、当該使用許可に係る焼骨を埋蔵していない場合において、合同墓を使用する必要がなくなったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならないを加えるものであります。

8ページになります。第12条は、代行の定めであり、本文中「前条前段」を「前条第1項本文」に改め、同条ただし書き中、使用権者の前に読点を加えるものであります。

第13条は、使用権の消滅の定めであり、第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に第2項、前項の規定にかかわらず、合同墓の使用許可を受けた者が、当該使用許可を受けた日から1年を経過しても合同墓を使用しないとき、又は第11条第2項の規定による届出を行ったときは、墓地の使用権は消滅するを加えるものであります。

第14条は、使用許可の取り消しの定めであり、第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「墓地の使用」を「墓地の使用許可」に改め、第2項に「ただし、合同墓の使用許可を受けた者を除く。」を加えるものであります。

8ページから9ページになります。第16条は、無許可使用の返還の定めであり、第1項中、墓地の次に「(合同墓を除く。)」を加え、同条の次に次の2条を加えるものとし、第16条の2は、焼骨の返還の定めであり、合同墓に埋蔵された焼骨は、返還しないとするものであり、第16条の3は、損害の賠償の定めであり、墓地内において、その責めに帰すべき事由により墓地の施設若しくは設備を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならないとするものであります。

第17条は、規則委任の定めであり、「ついて」を「関し」に、「市長が」を「規則で」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成30年10月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 議案第7号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、認知症患者等の収入申告義務を緩和するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページ、議案第7号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第16条は、家賃の決定の定めであり、第5号として、市長は、入居者（公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者に限る。）が前条第1項の規定による収入の申告をすること及び第32条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の毎月の家賃を、毎年度、同条第1項の規定による書類の閲覧の請求及び公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第2条に規定する方法により算出した額とすることができるを加えるものであります。

第26条は、収入超過者に対する家賃の定めであり、第1項中、第16条第1項の次に「及び第5項」を加えるものであります。

第29条は、高額所得者に対する家賃等の定めであり、第1項中、及びの次に「第5項並びに」を加えるものであります。

第32条は、収入申告の報告の請求等の定めであり、第1項中「、第26条第1項若しくは」を「若しくは第5項、第26条第1項又は」に改めるものであります。

第36条は、建替事業に係る家賃の特例の定めであり、第16条第1項の次に「若しくは第5項」を加えるものであります。

第37条は、公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例の定めであり、第16条第1項の次に「若しくは第5項」を加えるものであります。

第45条は、管理に関する規定の準用の定めであり、「、第26条第1項若しくは」を「若しくは第5項、第26条第1項又は」に改めるものであります。

第55条は、家賃の定めであり、第1項中、第16条第1項の次に「若しくは第5項」を加えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 議案第8号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、患者や地域住民が診療科を選択するに当たり、正確かつ具体的な情報を提供する観点から、診療科目の一部を改めるとともに、条文の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第8号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

現行第5条は、経営の基本の定めであり、第2項中、次の前に読点を加え、同項、診療科目中「神経内科」を「脳神経内科」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成30年10月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 私から議案第1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第3号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,040万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ119億7,844万4,000円とするものであります。

それでは、歳出から説明いたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸は今年度の臨時事業、アンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

18ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項1目一般管理費で一つ丸、ふるさと応援寄附金に要する経費2,940万円の補正は、インターネットでのふるさと納税について本年4月より新たな受け付けサイトを運営する8社と契約し、さらなる寄附申込者の利便性の向上を図ってきたことにより、現時点での寄附の見込み額が当初より増額となることから、寄附に対する謝礼及び通信運搬費、手数料を補正するものであります。

同じく5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費の財政調整基金積立金2,108万円の補正は、財源調整を行うため、財政調整基金へ積み立てるものであります。

次に、20ページ、3款民生費、1項6目老人福祉費で二重丸、社会福祉法人砂川福祉会運営費補助金3,000万円の補正は、平成11年10月に開設した福祉複合施設は既に建設から19年が経過し、この間大規模改修が行われておらず、ふぐあいが生じるたび

に部分的な修繕で対応してきた。このたびボイラーの腐食やゆがみなどの老朽化が著しいことから、既に本体及びピット内の暖房系配管の改修工事が進められているが、施設の大規模改修など一時的に多額の費用を要する事業については法人運営、さらには利用者にも影響を及ぼす可能性があることから、砂川市社会福祉法人の助成に関する条例に基づき、事業費の一部を補助し、安定的な事業運営の確保を図るものであります。

同じく2項1目児童福祉総務費で一つ丸、母子父子福祉に要する経費64万4,000円の補正は、国が子育て支援の一環として児童扶養手当の算定に際し、婚姻歴の有無による差異の解消を目的とした寡婦、寡夫控除等のみなし適用の措置を講ずるとしたこと及び公共用地取得による土地代金などの特別控除等並びに手当の支給回数の見直しに伴う事務手続の見直しに対応するため、改正に係る児童扶養手当システムの改修を行うものであります。

同じく3項1目生活保護総務費で一つ丸、生活保護事務に要する経費162万円の補正は、おおむね5年に1度の改正生活保護法が平成30年10月に施行されることに伴い、保護基準額、児童養育加算、母子加算、学習支援費、就労自立給付金などの見直し、進学準備給付金の創設等、大幅な制度改正が予定されていることから、改正に係る生活保護システムの改修を行うものであります。

次に、22ページ、6款農林費、1項2目農業振興費で一つ丸、農業振興事業に要する経費52万円の補正は、平成29年11月から平成30年3月までの間における大雪により農業用ハウス等が被災した担い手が融資を受け、被災した農業用ハウス等の再建、修繕を行い、農業経営の改善に取り組む費用を全額道の補助金を受けて支援するものであります。

同じく3目農業基盤整備事業費で一つ丸、農業農村整備に要する経費104万6,000円の補正は、豊栄地区の水害対策として来年度から東豊沼地区農業用排水路の改修事業を予定しているが、豊沼奈江川の奈井江町白山地区から取水している農業用水が南7号線の排水を流末としていることから、大雨時にこの用水を南8号線のかんがい溝横断部でかんがい溝に排水するためのゲートを設置することにより、計画集水面積及び計画配水量の低減を図り、豊栄地区の水害対策につなげるものであり、農業用水路ゲート設置工事を行うものであります。

次に、24ページ、8款土木費、2項1目道路橋梁総務費で一つ丸、道路橋梁の管理に要する経費8万7,000円の補正は、北海道が施行する石山川総合流域防災工事に係る黄金通りの黄金橋架設工事において北海道から用地補償契約事務を受託している北海道土地開発公社から仮道設置工事に伴う土地所有者との借地契約及び借地料の支払いについて道路管理者である当市を通じて行うように依頼されたことによる土地借り上げ料であり、同額を同公社より補償金として収入するものであります。

同じく4項1目都市計画総務費で二重丸、JR砂川駅設備改善事業に要する経費132

万9,000円の補正は、JR砂川駅のエレベーター設置及び上りプラットホームの待合環境改善についてJR北海道と協議、検討を進めておりますが、今般上りプラットホームに待合室を設置することについて協議が調ったため、測量設計業務等を委託するものであります。

次に、26ページ、10款教育費、4項2目公民館費で一つ丸、公民館の管理に要する経費307万1,000円の補正は、新庁舎建設に関連し、公民館と図書館の敷地の一部が国有地であることが判明したため、北海道財務局と売買契約を結び、7月に土地開発基金で用地取得したところでありましたが、今般教育財産として使用するため、同額で購入するものであります。なお、附属説明資料ナンバー1として用地買収図を添付しておりますので、ご高覧をお願い申し上げます。

次に、28ページ、12款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で一つ丸、過年度過誤納還付金2,388万4,000円の補正は、平成29年度国、道支出金の事業費確定による精算であり、生活保護費国庫負担金、臨時福祉給付金国庫補助金、自立支援費給付費道負担金などの精算返還金であり、国庫負担金返還金1,282万4,000円、国庫補助金返還金532万4,000円、道負担金返還金565万5,000円であります。また、多面的機能支払事業費道補助金の耕作放棄地発生に伴う返還金で道補助金返還金8万1,000円であります。

同じく2項2目下水道会計繰出金で一つ丸、下水道会計繰出金772万2,000円の補正は、市道東一線の道路改良舗装工事に係る下吉野橋かけかえに伴う公共下水道管渠布設がえのための調査設計委託料の負担分であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。

14款国庫支出金で81万円の補正は、生活保護適正実施推進事業費の補助金であります。

15款道支出金で52万円の補正は、経営体育成支援事業費に係る道補助金であります。

18款繰入金で2億3,377万5,000円の減額は、財政調整基金繰入金を減額することにより財源調整を行うものであります。

15款繰越金で3億5,264万1,000円の補正は、平成29年度決算による前年度繰越金であります。

20款諸収入で20万7,000円の補正は、多面的機能支払事業における返還金12万円及び石山川総合流域防災工事土地借り上げ補償金8万7,000円であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

失礼しました。歳入の繰越金で19款のところを15款と申し上げておりました。19款の誤りでございます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） それでは、私から議案第2号 平成30年度砂川市

国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,523万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億9,294万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。6款基金積立金、1項1目基金積立金3,872万3,000円の補正は、国保基金積立金で、歳入と歳出の差し引きを財源調整により積み立てるものであります。

12ページをお開き願います。8款諸支出金、1項1目一般被保険者過年度過誤納還付金6,536万5,000円の補正、2目退職被保険者等過年度過誤納還付金69万円の補正及び4目高額医療費共同事業負担金精算返還金59万2,000円の補正は、平成29年度に交付された療養給付費等負担金、療養給付費等交付金、高額医療費共同事業負担金の精算返還金によるものであります。

14ページをお開き願います。9款前年度繰上充用金、1項1目前年度繰上充用金3,013万7,000円の減額補正は、平成29年度の収支結果が黒字となり、充用する必要がなくなったことから、皆減するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括で説明させていただきます。5款繰越金で7,523万3,000円の補正は、平成29年度決算に伴う前年度繰越金の確定によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 議案第3号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ772万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,603万6,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたします。10ページをお開きいただきたいと存じます。1款下水道費、1項4目公共下水道整備事業費で二重丸、公共下水道整備事業費772万2,000円の補正は、東一線の道路整備における下吉野橋のかけかえに伴い、添架している公共下水道管渠が支障となることから、仮設を含めた布設がえを行うための調査設計を委託するものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。4款繰入金で772万2,000円の補正は、公共下水道整備事業に係る一般会計繰入金下水道事業分の増であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君（登壇） それでは、私から議案第4号 平成30年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,736万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億3,091万9,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。12ページをお開き願います。3款基金積立金、1項1目基金積立金で105万4,000円の補正は、過年度分として精算交付される支払基金交付金を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

14ページをお開き願います。6款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で4,631万1,000円の補正は、平成29年度における保険料還付未済金3万5,000円及び国、道、支払基金から交付された介護給付費負担金等の精算による返還金4,627万6,000円であり、それぞれ今年度中に還付及び返還するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。4款支払基金交付金で105万4,000円の補正は、平成29年度地域支援事業支援交付金の過年度分として精算交付されるものであります。

8款繰越金で4,631万1,000円の補正は、平成29年度の繰越金の確定によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第5号から第8号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員の総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） それでは、議案第6号 砂川市墓地条例の一部を改正する条例について総括質疑として6点ほど伺います。

最初に、上程されている条例案は合同墓の使用を可能とするために既存条例の一部を改正するものと理解していますが、墓地とお墓はそもそも異なるものであり、一つの条例の

中に規定する際には既存条例との整合性などさまざまな影響を考慮しなければならないものと考えます。墓地条例には関連する法律として墓地、埋葬等に関する法律があり、そちらのほうとの関連性もあることから、このたびの条例改正を墓地条例の一部改正で行うよりも、合同墓のみを取り扱う独立した新設条例あるいは墓地条例を抜本的に見直した中で合同墓について規定するといったように全部改正の中で対応するべきではなかったのかと考えますが、一部改正の形で提案されてきた理由及び内部での検討をどのように行ってきたのか。

次に、一般的な用語の使い方とは別に、法令における墓地とお墓の意味は異なっていることから、この際墓地条例の一部を改正するに当たって砂川市としてその意味合い、定義をどのように捉えているのか、今後の条例の審議、審査に当たって重要な意味を持ちますので、この場で伺います。

3点目に、提案されている条例案ではほかの自治体で規定されているような合同墓の生前予約に対応できる規定が整備されていませんが、そもそも合同墓の建設をめぐっては少子高齢化、核家族化の進展といったことがどこの自治体でも大きな理由とされています。このたびの条例案を提案するに当たって、内部でどのような検討がなされてきたのか。また、墓守をしてくれる親族がいない方が出てきた場合にはどのように対応するのか。

4点目に、現在の北吉野墓地は、冬期間は墓地内の除雪が行われていないため使用はできません。既存条例の中においても、また提案されている条例案の中においても使用期間についての定めがないことから、合同墓についても冬期間の使用はできないのか。この点をどのように対応していこうと考えているのか。

5点目に、使用料について、使用料の免除規定がありますが、なぜ墓地条例だけが免除とされていて、減免となっていないのか。つまり市税条例等のほかの条例を見ても、またほかの自治体の条例を見ても、多くは墓地条例の使用料や利用料規定について免除だけではなく減免という形で減額と免除の双方の措置を講じていますが、砂川市においては墓地条例だけを別にしている理由はなぜか。

最後に、砂川市内にも民間の宗教団体、施設が存在し、その中には永代供養墓などといったようなものを所有している団体、施設もあります。この条例案が可決成立した後、施行された際には金額的に民間のそういった施設よりも使用料が安い施設ができることになるため、民業圧迫とならないように市内の宗教団体、施設に向けて話し合いや周知などの対応が行われてきたのか。

以上のことを伺いまして、演壇からの初回の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） 墓地条例の関係について6点ほどご質疑がありましたので、順次ご答弁をさせていただきたいと思えます。

初めに、今回の条例に関しまして独立した条例あるいは全部改正条例とすべきではなか

ったかについてご答弁を申し上げます。今回の条例改正におきましては、北吉野墓地に合同墓を設置するために整備するもので、砂川市の墓地の設置及び管理に関してはこの砂川市墓地条例に定めているところでございます。このたびの合同墓設置及び管理において、使用許可申請や許可証、許可の取り消しなど、現在の墓地条例における規定との関連が非常に多いことから、今般の合同墓設置における条例は既存の墓地条例の一部改正としたところであります。

次に、墓地と墓の意味合い、定義をどのように捉えているかについてであります。用語としましては上位法であります墓地、埋葬等に関する法律による規定では、墓は法律上墳墓といい、死体を埋葬し、または焼骨を埋蔵する施設であり、墓地は墳墓を設けるために墓地として都道府県知事あるいは市長の許可を受けた区域で墓地に必要なもの、あるいは附帯する施設を含むものという解釈をしております。今回の合同墓は、墓、墳墓という認識であります。

次に、生前予約の考え、また身寄りのない方が出てきた場合の対処についてですが、今回の合同墓の使用者資格は、現に所持する焼骨を埋蔵しようとするもの、あるいは本市の墓地に既に埋蔵されている焼骨を合同墓に改葬しようとするものを対象としており、生前予約については対象としていないところでございます。さまざまな事情により墓を建立できない方が生きていううちに予約をしたいという方もいることは承知をしているところでございますが、生前予約に関しましては予約された方がいつ納骨されるのかがわからないため、その間に病気や介護などの事情で市外へ転出される場合などさまざまな事案が想定されること、また納骨される時間が予約してから相当期間たってからだと、現在の合同墓に埋蔵できる予定数を超えてそのときに埋蔵できないことも可能性としてはあり得ることなどから、市としては実施しなかったところであります。生前予約は実施しないところでありますが、親族以外の方からの申し込みであっても受け付けできるような運用となっておりますので、事前に祭祀の主宰者等になる方に意思を伝えることなどで対応が可能ではないかと考えているところでございます。

次に、条例の中に使用期間に関する定めがないが、合同墓についてはどのようにしているかについてであります。北吉野墓地は屋外にあることから、冬期間は除雪をしていなく、北吉野墓地に設置する合同墓も同様で、冬期間には納骨ができないところであります。合同墓の利用できる期間につきましては、案内チラシや広報すながわ、市ホームページなどに掲載し、申し込みをする方がわかるように周知を図ってまいります。

次に、使用料がなぜ免除なのかについてであります。現在墓地区画の使用料を免除できる者は、本市に住所を有する者のうち公費の援助を受けている者と規定していますが、免除できるものとして生活保護を受給されている方などを基本に運用をしております。現在の規定においてその範囲が明確でないこと、またほかの条例においても条例の規定は減免としているが、その取り扱い基準で生活保護を受給されている方は全額を免除している

ものもあることから、今回の合同墓の使用料を規定する際に、経済的に厳しい事情にある生活保護の方などに対し現在同様に免除するものと改正を行ったところであります。

最後に、市内の民間の宗教施設との話し合いや周知などの対応についてであります、市内にも寺院に永代供養墓があり、今回設置の合同墓と違い、花立てや線香立てや石板があったり、位牌などを塔内に安置できるほか、毎月僧侶による永代供養が行われるなど、市が設置する合同墓と違いがあるようでございます。宗教施設への説明等につきましては、昨年11月からまずは市内の寺院へ個別に市で合同墓の設置を考えている旨を説明し、3月には仏教会より改めて説明を聞きたいということで、市役所にて設置予定の合同墓の開設時期、墓の形態、収容規模、建設地などの考えについて説明を行っております。説明の中では、公営での合同墓の設置に関し賛成でも反対でもないが、近年のお墓に対する考え方の変化などもあり、設置の必要性については理解をいただいているところでございます。また、今回の条例改正に当たり再度お聞きしたところ、内容が正式に決定した後、詳細な内容を教えていただきたいとのことでございます。今回設置の合同墓は、設備や供養、使用料の面で違いがあるところでございますが、申し込みに当たってはそれぞれの違いを考えながら選択するものと思われまますので、大きな影響とならないものと考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今るる答弁をいただきまして、再質疑に入っておりますけれども、ちょっと順番は前後しますけれども、2番目にお墓と墓地が法令の意味合いで、一般的な用語とは違うということを確認した意味合いというのは非常に重いものであって、これもずっと今まで議会等でも話をしていますけれども、条例等にうたうということは、時によっては市民の皆さんの権利を制限したり、義務を課したりするものであって、ただの作文ではないわけです。そこに法解釈をすとなれば、物の定義というものはしっかりと定まっていけないですし、砂川市の既存の墓地条例を見ても、砂川市において墓地は何々というとか、あるいはお墓はこういうものをいうといったような定義は今現在はありません。今回の改正案の中で初めて、合同墓については市が設置する施設において多数の焼骨を埋蔵する施設だといった定義が入っておりますけれども、それ以外は上位法である墓地、埋葬等に関する法律の2条5項のところ、先ほども答弁でありましたように墓地の規定があります。墓地の規定は、あくまでも法律上は墳墓を建立、墓碑、墓石等を建立する区画として底地として提供する場所であると、それから焼骨を埋蔵するものはあくまでも墳墓であると。つまりお墓と墓地は全く別物であります。先ほど一番最初の質疑の中で合同墓を使用するときどうして新設の条例にしなかったのだと聞くと、答弁では、既存の墓地と同じような使い方をするところもあるので、重複する手続があるから、一つの条例の中に織り込んだというお話でしたけれども、そもそも墓地とお墓が違うという答弁もされましたから、違うものであるのであれば、それぞれに使用許可等を出すということになりますし、許可証の交付も必要となってくるわけでありまますから、これは一部改正の条

例ですのであれば、よその自治体でやっているように本来は章立てにして、別のものとして、また同一規定であっても対象物が別ですから、別の規定に本来はしなければならないと思うのですけれども、この辺は本当に墓地の使用許可の申請と許可証の交付だけで合同墓の使用ができると市のほうとしては考えていらっしゃるのかどうか。非常に手続的な話ですけれども、重要なお話ですので、これを再質疑としてお伺いをしたいと思います。

それから、生前予約の関係の規定でありますけれども、いろいろと実務的な難しい面ことは先ほどの答弁で理解はできますが、ただ全国的に道内においてもですけれども、合同墓、合葬式墓地、納骨堂、いろんな名称があります。ただ、どれも同じような機能を持たせたお墓を公営で経営をされていくときに、それぞれの自治体は、身寄りのないお年寄り、少子高齢化、核家族化が進展して将来的には自分のお墓はどうなるのだろうと、既存のお墓を持っている方であっても自分に身寄りがいなければ、誰も墓守をしてくれる方がいなくなってくる可能性もあると。そういったときには、この合同墓ができると生前に申し込めれば、万が一自分に何かがあったときに申し込んであった合同墓に入れると。今のままでは、第三者が、先ほど祭祀の主宰者が決まればできるみたいなお話がありましたけれども、それについても実は既存条例の中では不明確なところがあって、詳細は委員会のほうでお伺いはしますけれども、ちょっと私は懐疑的に思っているところがあると。そうになると、結局生前予約もできませんから、身寄りのない方が市内でもふえてきて、それでお墓をどうしようかということ考えたときに、今のままだったら無縁仏にされてしまうのではないかというようなりスクがあると思うのですけれども、その辺というのは本当ではないものなのかどうかというようなことをお伺いしたいと思います。

それから、生前予約に関して言えば、この近隣では深川市にも昨年合同墓ができて、深川市の条例を見ると、きちんと生前予約あるいは使用等についても対応できるようになっていますし、深川市だけではなく、私が調べていますから、個人で調べているので漏れはあると思いますけれども、砂川市を除く道内34市のうち16市ぐらいに合同墓を設けていて条例を制定している自治体が出ています。これは市だけですけれども、市以外にも町村を含めればどんどんふえてきています。そういったような条例を見たときに、どこの自治体も合同墓をつくるための理由を述べるときには、少子高齢化、核家族化の進展、墓守となる方がいなくなっているといったようなことを考えれば、本人の意思が明らかうちに生前に予約できるような規定を持っているところというのがあるのです。ですので、それぞれの自治体の事情があるにせよ、今回合同墓をつくるということを市長が決めて、予算も我々議会全員で一致して通しましたから、合同墓も今完成しておりますから、本来であればそういった当初の目的である少子高齢化、核家族化、身寄りのいない者に対するお墓の手当てといったことを第一義的に考えるのであれば、やはり生前予約の規定というものは入れるべきではなかったのかなと私は思うのですけれども、現在それが入っていない中で果たして本当に、第三者が祭祀の承継をすれば本人にかわって焼骨を入れることができ

るという答弁がありましたけれども、本当にできるのかどうか。既存の条例や条例改正案を見ると、なかなかそれは難しいのではないかと私は思うのですけれども、その辺の考えを再度お伺いしたいと思います。

それから、4点目の冬期間の使用で、墓地は確かに今除雪しておりません。ですので、墓地を使いたいといっても冬期間はなかなか納骨が難しいのですけれども、合同墓の場合はお墓ですから、火葬場から少し離れたところにはありますけれども、決して除雪ができないような場所ではないということと、納骨をするに当たって墓地条例の上位法である墓地、埋葬等に関する法律の13条では、墓地の管理者は正当な理由がない限りそういう葬祭を拒むことはできないという法律の規定があります。これが果たして本当に除雪ができないといったようなことがお墓に骨を入れられないことの正当な理由になるかといえば、ここのところは非常に解釈が分かれるところでありましてけれども、過去のいろんな事例を見ますとそれが結構難しいかなと思っておりませんが、この点上位法との兼ね合いで本当に問題がないものと考えていいのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、使用料の関係で、確かに生活が困窮されている方、それから経済的になかなか厳しい方に使用料を払っていただくというのは難しいですし、いろんな制度にも免除の規定はありますけれども、免除のみというようなものは砂川市が持つ別の条例の中でもない。少ないながらもきちんと使用料も税金も払うものはみんなが公平に負担をさせていただくという考えに基づけば、減額といったようなものがあった方がいいかなと。最初から免除ありきではなく、減額といったような考えもあってもよかったのかなと思うのですけれども、先ほど答弁の中で市の考えとしてはわかりました。ただ、一方で、今回は生活保護法の生活扶助を受けている方、それからその他市長が特に認める方といったようなのが改正案の中で触れられていますけれども、おおむねそういった規定の仕方をして減免をしている条例があると。それ以外にも市税条例の中でも、固定資産税に関する減免の規定のところだけですけれども、公私の扶助といって、私の扶助を受けている者に対しても減免をするというようなものが入っているのですが、公私の扶助といったようなところに援助を受けている者の対象幅を拡大して、そういったようなものを受けている人も免除になるといったような考えは庁内では検討されなかったのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、最後の砂川市内にも民間のお寺さんですとか、いろんなほかの宗教団体、施設等もありますけれども、こちらのほうも事前につくった段階では特に反対もないというようなお話でありましたけれども、市内の中でそういったようなものが先行してそういった施設を持っていて、活動されていたわけでありまして、これからお墓を建てる方はともかくとしても、いろんな宗教、人の精神的な寄りかかりに対するものはいろんなものあって、それぞれの宗派があったり、それぞれ好み等があったりですとか、いろんなものがあると思うのですけれども、ただ金額的なものだけで確かに行政のほうにみんな人が殺到

するというわけではないにしても、要は税金を使ってつくった施設でありますから、基本的には民間のある施設の中で対応できるのであれば、あえて行政がそこまでする必要があったかというそもそも論にもなりかねない。です。このすみ分けというか、共存共栄をしていくためにも、この後も説明が求められていて、そういった宗教団体、施設等との話し合いというものも持たれるという話もありましたけれども、まだ砂川市の合同墓は稼働していませんから、今後動き始めたときにいろんな問題が出てくる可能性もありますので、合同墓を運用する前に説明して終わりだけではなく、運用した後もそれぞれの団体や施設の皆さんからの意見を拝聴するような機会を設けるですとか、仮にそういったようなものが日常なくても、お墓の管理、公衆衛生といったような観点から市のほうもしっかりとそういう連携をとっていただきたいなと思うのですけれども、その辺について市としてどのように考えるのか、再質疑としてお伺いをしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 何点かご質疑をいただきました。順次ご答弁をさせていただきます。

初めに、今回の条例改正に当たり、墓地と墓という規定もありながら一部改正にしたのかというところでございますが、条文の中には墓地という規定が結構あります。その中に区画というような意味合いの条文とか、区域というようなところ、あるいはそれを含めた上物の施設というようなところの解釈の条文もあるところでございます。それにつきましては、先ほどの答弁を申し上げましたとおり、墓地、埋葬法の墓地については区域あるいはその上にある上物等を含めてというような定義と考えております。ほかの道内の市の中にも、先ほど議員さんおっしゃられました合同墓の設置をしているところの部分があります。条例においては、合同墓が独立した条例というところはなかなか少ないところがあります。どちらかという、章立てしているところもあるのですけれども、通常の一部改正というか、章立てをしていないまちが結構多いところがございます。その中では、今回の改正におきましては墓地の既存の部分の関連が非常に多いという中で今回の一部改正としたような経過であります。

続きまして、生前予約の考え方についてでございますが、実際に生前予約をしたい、身寄りのない方がしたいというような、来るときに大丈夫かというようなところがございます。まず、考え方としては、生前予約に関しまして、先ほども説明いたしましたとおり、事前に予約して、それから亡くなるまでの間の期間というのがなかなか不明瞭なところがございます。病気等により転出される、あるいはその期間が相当長くなるというような状況にもあるものかと考えられます。そうした場合には、当初予定をしていた祭祀の主宰者等が変更になっているというようなこともございますし、亡くなったときの葬儀の費用は誰が持つかというようなところの話も当初考えていたところと違うところもあるようなこともあるのではと思います。今回当市としては生前予約を設けていないのですが、合同

墓に入れる方につきましては、亡くなる前ですか、ある程度前に祭祀を主宰するような方をお願いすると合同墓にその方が申し込みをいただけるというようなことが、なかなか祭祀の主宰者になるというのが難しい面もあるのかなとは思いますが、そういう方がいらっしやれば申し込みとしては可能なものと考えております。

続きまして、合同墓における使用期間の関係でございます。今回合同墓におきましても北吉野墓地に建設するというので、墓地内のところには当然除雪をしていない。合同墓の位置も除雪をしていないようなところがございます。この部分について、北海道というような場所でもありますので、なかなか使用というところは難しいところがございますので、これにつきましては申請する段階とか、いろいろチラシ等々、あるいは広報紙、いろんなところで周知しながら、ある程度理解をいただき、実施をしていきたいと思っております。北海道の部分では条例等に期間を明記しているというところは条文の中には少ないというところがございますので、当市においても冬期間は利用はできないということから、それについてはわかりやすいようにチラシ等で別の周知を行っていきたくて考えております。

次に、使用料の免除の関係についてでございます。公費の扶助についての検討というお話でございますが、公費の扶助、どこまでの公費を対象とするかというところの話もでございますし、また現在墓地の区画の関係について条例等で定めているところもございますが、今現在というか、知っている範囲では今は免除の申請という実績がまずはございません。その状況の中で今後どこまで、合同墓の使用料を今回決定した中でどこまでの範囲を免除していくかというところで、公費というところではその範囲が難しいということで、今回合同墓の使用料というところもありますので、今回は生活保護の方を基本に免除というのを引き続き行っていくと考えているところがございます。

また、最後に市内の民間施設等の宗教施設等の周知の関係についてでございますが、条例が通りまして内容が決定次第、各お寺さんのほうにお話に行くということで、その際またいろいろお話を聞きながら合同墓を運営してまいりたいと考えております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

失礼しました。無縁仏にならないかというところで、先ほど答弁いたしました祭祀の主宰をするような方が見つからない場合というようなことが想定されるのかなと思っております。いろいろな面で祭祀の承継、祭祀を主宰する方というところが難しいということになれば、最終的には本当に身寄りがないければ無縁というほうになっていく可能性は否定はできないというようなところがございます。

また、公費の扶助に関しましては、今現在墓地の区画の実績がなかなかないという中に、今回公費の部分がどこまでという範囲もありまして、実際今回合同墓の使用料というところも墓地の部分と比べまして割かし低いというところで、減免、免除等のお話も出てくるのかなというところで考えました中に、まずは生活的に大変な生活保護の方を基本と考え

ているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 これは議案に対する総括質疑で、議会のルールとして3回しかここで発言はできない。細かいやりとりも本当はしたいものがありますけれども、この後午後の委員会のところさらに法的なものとか詳細は聞くことにして、大きな点についてだけ総括質疑でお伺いしていますけれども、最後の質疑になってしまうので、墓地と墳墓の話ですけれども、先ほどちょっと気になるような答弁があって、墓地の解釈の中に墳墓も織り込むみたいなことを言っていましたけれども、もともと答弁でもあったように、墓地、埋葬等の法律の第2条の第5項で墓地について明確な定義があって、墳墓については焼骨を埋蔵する施設が墳墓であると、これは墓地、埋葬等の法律の第2条第4項で明確に定義されているわけです。法律の中で明確にされているものを勝手に自治体が自治体の条例の中で独自の定義規定を置いてもおらず、解釈でそこを曲げるというのはなかなか難しい話ですので、この点詳細に詰めていくと手続論でまた気になるところがいっぱい出てきますので、細かい点は午後の委員会のほうでお伺いをするものとします。

それで、私は政策的な話としてぜひ市長にお伺いをしたいと思っていますけれども、この合同墓は平成30年、先ほども言いましたけれども、第1回定例会で予算として上がって、議員全員が予算を通して、合同墓が必要だということで認めました。過去の議事録をずっと持ち出してきて読んでみたのですけれども、平成26年にここにいらっしゃる増井議員が一般質問をされて、27年にも一般質問をされた。そのときの市長の答弁を見ると、必要性は感じるけれども、まだ慎重に判断をしたいというお話でした。それが平成30年の市政執行方針の中で、やはり時代のニーズを捉えると合同墓というのは必要だろうといったようなことで、予算化して提案をし、議会のここにいる議員全員も合同墓はやはり時代のニーズに合っているだろうと、予算も全会一致で通りました。予算の提案説明にしても、市長の答弁にしても、私を含めほかの議員の質疑や、それから増井議員の質問等にしても、やはり少子高齢化、核家族化の話もされていますし、身寄りのない人に対する配慮が必要だといったようなことが述べられているわけです。

先ほど来市民部長の答弁では、祭祀の主宰者となる人、第三者がいても大丈夫だろうというようなお話がありましたけれども、身寄りのない人というのはまさに社会的な接点に乏しい方ですから、そういう第三者の方を見つけるのが難しいと、そういった方がやっぱり無縁仏にはなりたくない、そういう思いがあるからこそ全国的に合同墓、合葬式墓地、納骨堂みたいなものを自治体が整備しているのではないですか。これは、まさに本当に政策の問題です。だけれども、残念ながら、先ほど内部で協議した理由も触れられていましたけれども、この条例では生前予約をすることは難しく、そういった方々を救うことはできないと。これからますます人口が減って、少子高齢化、核家族化が進展し、子供たちがいても市外や道外、中には海外に行っている方もいらっしゃる。そういった方々が価値

観の変化とともにふえてきている中においては、せっかく市長が政策でそういったような方も念頭に置いて合同墓というものを決断されたと思うのですけれども、運用を行う肝心のもととなる手続を定めた条例の中にそういったようなものがなければ、やっぱり難しいと思うのですけれども、この辺を市長はどう思われているのか、ぜひ私は市長にお伺いをしたいと思います。

それから、冬期間の話があって、現在の話と北海道内のほかの自治体の話もされていましたが、条例にも共通することですけれども、条例はそこそこの自治体で我々議員が議会の過半数で可決すれば条例として成立するものですから、別に多数決で物事が決まるわけではない。同じような条例をつくっている自治体が多いから、それが正しいというわけではないのです。調べてみますと、ほとんどの自治体の担当者が墓地と墳墓の定義をしっかりと理解していない。その中で条例の改正を行って合同墓を織り込んでいっているところもありますし、きちんと担当者が理解しているところはそれにあわせて墓地条例もしっかり直した上で一部改正の中に織り込んでいます。あるいは独立した条例を持っているといったようなところもあります。ですので、確かによその自治体の条例を参考にするということは日常の業務の中ではあり得ることではありますが、それを妄信すると大変なことにもなりかねませんし、今は何も問題がなくても、いたずらに法的な紛争リスクを高めるといったようなことにつながるような規定の仕方というのはやっぱりまずいのかなと。直ちに今回提案されている条例案が違法や不当だとは思いませんけれども、今後の委員会の中で、解釈上というか、手続面での疑義をただしていくと、結構つくりとしては厳しいものになってくるのかなと思っていますけれども、それは今後の議論のところ、午後の委員会の中でしっかりと議論をしていきたいと思っています。

それから、使用料の関係については、公費の扶助ではなく公私の扶助です。公私の扶助ですけれども、現実には使用料の免除等の実態がないということもわかりましたので、ただ免除の実態が今ないからいいではなくて、免除制度については今後も動向を見ながら、いろいろと可変させることは可能だと思いますので、この辺は注視していただきたいと思いますし、民間の宗教団体との話し合いも、決して関係が敵対しているわけではなく、むしろお互いが協力をしているような関係でありますから、先ほども話をしましたように、情報交換とかだけはいつでもできるような関係を保っていただきたいと思っています。

1点だけ再々質疑としてお伺いをしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 合同墓の考え方ですけれども、もともとは増井議員がかつて質問されて、私もニュース等で東京のほうでは現実に土地とお墓の金が膨大にかかる、だから埼玉なり千葉県のほうに墓地をつくると、墓地を買うのが大変だと、そこが始まりだと聞いておりました、砂川の単価は実際どうなのだろうと。最初は、そこまで行政は入らなくてもいいだろうというのが私のもともとの考えでございます。ただ、それから

いろいろ調べていきますと、北海道でもお墓にお金がかかると、そこまで金を出せないのだと、そういう方がおられると。それならば、合同墓をつくったらいいのではないかというのが私の趣旨で、条例の細かい中身とか、そういう問題については私は論議する気がございません。

ただ、難しいのは、行政をやる身としては公費のあり方をどこまで市が見ればいいのかと、例えば地域コミュニティを失っていくような、あとは生前予約しておけば、市のほうで結局火葬にして全部入れるようなこととなりますよね、身寄りがないというのは。今市のほうでやっているのは、例えば本当に身寄りのない方が亡くなられて、保護のほうで全部家族関係を戸籍から調べて親族を探します。それでもない場合については、無縁仏に入れていると。これが残念ながら、いいか、悪いか、批判されるかどうかは別にして、全国共通の問題はそこにあると。そこと生前にやるときの手続の問題で、火葬まで全部、身寄りがないということは市が全部やって入れることになるとの整合性をどうとるかという問題は歴然としてあるわけございまして、そこが一番担当課が悩んでいるところで、問題はそうならないようなシステムをつくれぬか。行き倒れで死なれる方については無縁仏に行かざるを得ないけれども、今ちゃんとして生きている方が合同墓に入りたかったら入れるような手続をとれないかということ恐らく市民部長は言っていると思うのです。だから、そこで解決するのであれば問題はないのだろうと思うのだけれども、そこを何でも行政、確かに聞こえはいいのですけれども、行政が全部公費の中で賄うような状態になるのはいかなものかと。誰もいないということは、火葬は誰が出すのでしょうかと。みんな市でやってくれるのだったら、生前でいくようなスタイルというのは好ましいものでもないし、そういう問題もはらんでくるのでないかというのを今聞いていて感じたものですから、担当の言っているのも一理あって、問題はそれを解決するような方法を見出せるような仕組みがつくれれば一番いいのだろうと、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号から第8号までの一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号から第4号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

小黒弘議員の総括質疑は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後 0時59分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

議案第1号から第4号までの一括総括質疑を行います。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 私は、議案第1号、一般会計の補正予算で2点ほどお伺いしたいと思うのですけれども、まず第1点は、今回の民生費の中で社会福祉法人砂川福祉会に対しての運営費補助ということで3,000万円の助成をするということになっておりますけれども、先ほどのお話ですと福祉複合施設のボイラーの関係で、その一部を補助するというような提案説明がありましたけれども、もう少し具体的に、全体はどのぐらいのもので、どんなような割合で、その一部というところですが、補助しようとするものなのかという点についてをまずお伺いするのですけれども、根拠ということについては先ほどの提案説明でお話があったように、砂川市には条例があって、その条例に基づいてということではあるのだろうとは思いますが、条例を読んでも、こんな言い方はなんですか、ちょっと大ざっぱな条例なものですから、その辺どういう場合になるとどういった補助、助成というのが行われるのか、この辺をお伺いしたいと思います。

それから、この社会福祉法人は私たちにとってみると民間の企業みたいな形になってまして、一般質問等もできない企業なわけです。そういう企業に対して、今後ボイラーが自分のところで全部直し切れないというような状況があるから市が助成をするということになるわけなのですけれども、相当社会福祉法人の今の経営状況が厳しいから、こういう状況になっているのかどうかです。その辺のところを少し、わかる範囲でいいのですけれども、お伺いしたいと思います。

それから、2点目は土木費の関係なのですけれども、JR砂川駅の設備改善事業に要する経費ということで、今回待合室の関係の予算が出てきているのですけれども、これまでは待合所は、私も何回か冬場は大変だから、せめて待合所だけでも早くつくってもらえないものかというようなお話もしてきましたけれども、そのときどう言われたかということ、エレベーター設置、砂川駅のバリアフリー化と一体となつてでないとなかなかできないのでというお話があったわけです。ところが、今回は待合室のほうだけが先行されるようになっていくということなのですが、そこに至る経過です。どうしてそうなっていくようになったのか。あわせて、一体ではないとできなかったと言っていたけれども、さきに待合所ができる。では、砂川駅のバリアフリー化、特にエレベーターの設置というのは一体どうなつてしまっていて、もうそこは諦めているから、こっちが待合所ができるようになっていくのかどうかという点をあわせてお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君（登壇） それでは、私から社会福祉法人砂川福祉会に対する補助の根拠、また内容、それともう一点については現在の運営状況についてのご質問と思いますが、まず1点目の補助を行う根拠、また内容についてでございますが、社会福祉法人砂川福祉会につきましては特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス等の事業を展開しておりまして、高齢者ケア等が可能な法人であり、地域福祉の担い手として市

民が地域で安心して暮らすための環境整備に貢献をしていただいているところでございます。今回ボイラーの更新等を行う福祉複合施設につきましては、平成11年10月の開設から19年が経過しており、この間ボイラー等の大規模改修が行われなかったところ、今般ボイラー本体の腐食等が進んだことから、改修工事を行うものでございますが、この改修工事につきましては多額の費用を要する事業でございます。法人の運営及び利用者に影響を及ぼす可能性があることから、同法人の円滑な事業運営を確保するために、砂川市社会福祉法人の助成に関する条例に基づき、事業費の一部を助成しようとするものでございます。

また、現在の運営状況でございますが、同法人の運営状況につきましては所管庁でもある市としましても毎年確認をしているところでございまして、おおむね円滑に運営されていると認識しているところでございます。同法人は、社会福祉事業の担い手として地域福祉の推進に努められており、地域の独居高齢者や経済的に困窮する方等を支援するための福祉サービスを実施するなど地域貢献に取り組んでいただいておりますが、今般の改修工事に対する支援につきましては、本年4月に開設した地域密着型特別養護老人ホームの整備に要する費用の負担と大規模な設備の更新時期が重なったことから、今後も円滑な運営を継続していただくため、事業の一部を助成しようとするものでございます。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君（登壇） JR砂川駅設備改善事業に要する経費についてご質疑がありましたので、ご答弁申し上げます。

JR砂川駅設備改善事業につきましては、JR砂川駅利用者のバリアフリー対応及び利用環境の改善のため、エレベーター及び風除室仕様の待合スペースの設置に向け、これまでJR北海道と協議を進めてきたところであり、エレベーターにつきましては、駅構内の段差を解消するためのものとして自由通路の北側一部を通路とし、エレベーターを設置することについて設置位置などの課題の整理が終了したところから、設置予定箇所のプラットホームの地下の埋設物などの調査をJR北海道が行うこととなりました。この調査の結果、エレベーターの設置予定箇所にはJR北海道の列車制御に関する通信ケーブルなどがあり、これらの支障物件を移設しなければならず、移設には多額の費用も想定され、全体の事業費の算定のためにも詳細な調査が必要とされ、現在JR北海道内部で調査手法などの検討が進められております。一方、風除室仕様の待合スペースにつきましては、エレベーターの設置位置なども勘案しながら協議を進めてまいりましたが、エレベーターの設置位置も決まったことなどから、上りプラットホームの跨線橋の階段近くのベンチが設置されているところに待合室として設置することについて協議が調いましたので、エレベーターと同様に埋設物などの調査をJR北海道が行うこととなりました。この調査の結果、待合室の設置予定箇所には支障となるものがないと確認されたところであり、設置にすぐにも取りかかるべきものと判断し、測量及び設計を行うこととしたところであります。

○議長 飯澤明彦君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) 先ほどご質問に対する答弁に漏れがございましたので、補足させていただきたいと存じます。

工事の全体像でございますが、今回の改修工事につきましては、ボイラーの本体が2基ございます。その2基と1階の床下の暖房系の配管を更新するための費用でございます。福祉会さんからはおおよそ全体、今回の工事費については6,000万円ということでございます。また、こういった場合にということでございますが、社会福祉法人につきましては、社会福祉法に基づきまして地域福祉の担い手としてその役割を果たしていただく、そういう法人でございます。そういった法人につきましては、基本的には自主的な運営を心がけていただくということではございますが、社会福祉法には一方で、市といいますか、助成の規定もございまして、必要に応じて助成することができるということで、砂川市の条例もそれに基づいて制定をされているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 まず、社会福祉法人に対しての助成の関係なのですが、ボイラー2基、それから暖房の配管とおっしゃいましたか、全体としては6,000万ほどの工事費の中で半分補助ということになるわけですが、経営の関係がなかなか大変だから、市のほうに何とかというお話であったのではないかなとも思うのです。部長のお話でいけば現在経営のほうは円滑に運営されているというようなお話もあって、もう一つは、できれば法人の中で運営をしていって、施設が古くなってくれば故障する箇所も出てくるのは当然のことであって、そのことについては法人も経営の中でしっかりと考えていらっしゃるのだらうと聞いていたのです。であれば、経営が今のところ円滑であるならば、市でもって助成をというところの段階ではないのではないかな。しかも、もう少し計画的であるならば、この段階での補正予算ではなく、新年度の予算の中で法人ともしっかりと今後の話し合いなんかもしつつやっていくのが普通ではないかなと思うのです。何か突然の3,000万ということで、本当に経営のほうも大丈夫なのかなと実は思ったりもするわけです。

これは以前の話なのですが、福祉法人の中には結構な基金があるというお話も、自分では根拠はないのです、実は。でも、そんなお話もあったりして、その基金は今後古くなっていく施設や何かのいろいろな改善あるいは改修というか、そこに充てていこうと考えているみたいなお話も実際あったと思っていますのですけれども、この社会福祉法人は、しっかりインターネットで見させていただくと貸借対照表から事業の活動収支計算書まで見られるようになっていまして、私ちょっと拝見させていただいたのです。なかなか円滑にという数字ではないように私は今思っているのですけれども、これが法人から言われて助成をする側の砂川市としては円滑と思われているのだとすると、ちょっと解釈が違うのかなという感じが私はするのですけれども、例えば貸借対照表を見れば、病院と同

じで現金が今幾ら残っているかというところまで出てくるわけです。それも当然公開されていて、平成25年からあるのですけれども、26年あたりだったら1億5,000万以上は現金としてあって、それが29年になると6,500万に減っているというのが見えるのです。それとか、事業活動の収支計算書なんかを見ていくと、病院なんかと書き方とか収支のやり方がちょっと違うので、それが当てはめられるかどうかということは私自身も疑問なところはあるのですけれども、ただキャッシュフロー的に計算を自分なりにしてみると、平成29年度は減価償却費をプラスにしたとしてもマイナスが出ている状況ではないかなと私は読んでいるのですけれども、となると今とても大変な状況になっているのではないかな。つまりサービス活動費の介護保険の事業収入だとか、それに対する費用だとかというのが今現在ではもしかすると赤になってしまっているのではないかなと思うのですけれども、この辺のことというのは今私がちょっとインターネットで見させていただいた内容が全然違っていれば、私の見方が全く違ってることになってしまいますので、しっかりと否定していただきたいし、先ほど運営としては円滑に進んでいるという部長のお答えがあったから、余計今こういう疑問をしているのですけれども、そのところをまず1点、しっかりとお答えいただければと思います。

それから、JRの関係のほうなのですけれども、何となく今までは一体となってやらなければならないので、冬場皆さん大変な思いをしているのはわかっているのだけれども、もうちょっと待ってというのが待合室の関係だったのですけれども、逆をいって待合室が先にできてしまうということになると、エレベーターのほうは一体どうになってしまうという気もしないでもないです。一緒にやると言ってきたところが切り離されるということのことなのですけれども、もう一つは、エレベーターの設置ということはすごく市民の方から言われます。ただ、これは市長にもわかっているほしいなと思うのですけれども、私たちが今持っている不確かな情報、図面がある程度出ていて、総事業費も本当に概算、超概算として4億ぐらいかかるという話は委員会でも説明があったのですが、このことってほとんど市民の皆さんは知らないのではないかなと思っっているのです。普通はあそこにエレベーターをつけるとすると、自由通路あたりからずっとエレベーターでおりにって、それで終わりなのではないか、そんなにお金がかからないのではないかな。だからこそエレベーター設置という声が高いのかもしれないなと思ったりもして、ところが私たちが議員として持っている資料の中では相当複雑な階段を上って、自由通路を渡って、それからエレベーターをおりにというような、あの図面がなかなか市民にはわかられていないというような状況も私は今あるかなと思っっていて、駅の風除室が先にできるということをきっかけに、あそこ全体のバリアフリー化ということをもう少し市民にしっかりと知らせていく機会にしていかないと、私は今後の展開はなかなか難しい可能性もあるのかなとも思うものですから、そのような考え方というのは持たれているのか、いないのかということもちょっとお伺いをしたいと思っいます。風除室がまずは先にできるということについてはよい

ことだとは思っているのですけれども、駅のバリアフリー化全体ということを考えると、もう少し市民に情報提供をしっかりとしていかないとなかなか判断がというような状況が出てくるのではないかとということも心配しているものですから、あわせてその辺のこともお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 福祉会の経営状況のご質問でございます。

ホームページで法人の財務諸表については公表されておりますので、議員さんおっしゃられたとおりのことだろうと考えております。福祉会が運営する施設は、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、特別養護老人ホームのほか、老人保健施設であったり、軽費老人ホームであったりということで、それぞれの経営がいい、悪いというのはございます。また、介護報酬の改定等もありまして、施設系の報酬が下がってしまったというような経過もございますので、そういった影響はあろうかと思えますし、また先ほどもご答弁申し上げましたとおり、今年4月に開設した地域密着型の特別養護老人ホームの開設に当たりましては昨年ほどから、人員の増強といえますか、ことしの4月に向けた人員の増強ですとか、事務費ですとか、そういったことが29年度あたりからふえ始めていると、それと今回のボイラーの更新等の時期が重なってしまったというような、そういった特殊な要因もあろうかと思えます。法人からのお話では、長期借入れの償還の方法を見直すであったり、施設の人員の配置の見直し等で円滑に運営できるように今頑張っている途中でございます。また、そちらについては随時私どもとも協議をしていただきながら、利用者の方に不都合がないような形で経営状況等についてはしっかりと双方協議を続けてまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 JR砂川駅設備改善事業につきまして2点ほどご質問があったかと思えます。

まず、なぜエレベーターと待合室が今まで一体でやってきたものがエレベーターだけおくれることになったかということかと思えますが、一体でやってきたことにつきましては、エレベーターの位置が決まらなければ風除室の設置については手戻りになる可能性があったものですから、まずはエレベーターの位置を決めなければならないというようなことがあって同時に進めてきたところでございます。ただ、今回につきましては、その中で風除室につきましては課題が解決できたものですから、そういう状態で先行させていただく。それから、エレベーターにつきましては、1回目でもご答弁申し上げましたとおり、JRさんのほうで埋設物等の調査の方法について今検討してもらっているところでございますので、それ待ちというようなところでございます。

それから、2番目の設置に当たっての広報等のお話でございますが、エレベーターの設

置につきましては、駅舎側のほうのエレベーターの設置につきましては位置はおおむねこういう形で決まっているのですが、まだ正確な測量をしていないことから、入り口の向きだとか、どの辺まで基礎とぶつからない形でできるかというような細かなところで形が変わるおそれもあるものですから、その辺を考慮いたしますとまだ市民の皆様こういう形というのがお知らせできないところもあるかと思っておりますので、そういうようなことも考えながら、広報等の時期につきましてはいつがいいのかということも含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 砂川福祉会の関係については、私が経営的な部分の細かい数字を先ほど挙げましたけれども、それは間違っていないという解釈でいいような答弁だったと思うのですけれども、だとすると今後やっぱり心配ですよね。今回は設備の関係でということですけども、これは本体、経営自体が今の段階ですとちょっと厳しい状況になってきていると思っておりますので、市長、もしも経営自体が大変になってくる可能性も当然あるかなと、今の現状からすればですよ。介護報酬というのは一気に上がったなんていうことはしないはずですし、先ほどの資料の中で調べていっても人件費が結構膨らんでしまっていて、これはそういう人員を確保するためには給料も上げていったり、いろんなことをしていらっしゃるのだろうとは思っておりますけれども、想像していたよりも実際大変そうな経営だと思ってしまうのですから、今回ボイラー3,000万でいいのですが、こういう形をとり始めると、例えば経営自体が大変になってきたという段階になって市のほうからも、この条例に基づいた補助というか、助成というか、こういうことをしっかりしていかなければいけないということになっていくのかどうかです。ただ、社会福祉法人はしっかりとした法人ですから、何か困ったことがあったら市に頼めばいいのだという、こういう甘い考え方でも困るわけです。とっとも大事な税金を使っていくということにもなるわけですし。ただ、もともと直営だった福寿園を社会福祉法人にお願いしたという経過も私は知っていますし、福祉複合施設をつくったという経過もよくわかっているので、決してそんなことはないだろうとは思っておりますが、その辺のところって今の3,000万を出すという、このことと今後のことというのは私たちもある程度わかっていないと、実は今ここで私が細かい数字まで言っているのは、総括だったり、あるいはこうやって予算が出てきてから言えることであって、社会経済委員会の中では聞けない話なわけです。社会福祉法人の経営状態はどうなっているのだなんて聞けば、それは民間のことですからとお話しになるに決まっているわけですし、それを聞かないのがルールでもあるわけですから、余り聞けるチャンスがない。チャンスといっても余りいいチャンスではないのですけれども、聞けるこの機会で市長がどのようなお考えなのかというのはお伺いしておいたほうがいいかなと思っておりますので、お考えを聞かせていただきたいと思います。

JRのほうはわかりましたので、その1点だけで終わりたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 私のほうからお答えを申し上げますけれども、どこまでお話ししているのか、法人の関係も絡んできて、あそこにも役員さんがおられますので、差しさわりのない範疇で。

もともと市のほうで条例をつくったときに議会の同意を得て、やっていただこうと、そして助成はすることができると。できたときには旧福寿園の基金があって、それを入れながら施設も建てて、市からもちょっと出したと思うのですが、その条例の中ではある程度市のほうで、赤字にさせることができないものですから、運営費で助成すると。条例にはうたっていないけれども、そういう約束だったと私は聞いております。ただ、あの条例がある以上は、特別養護老人ホームを持っているものですから、あれをなくすことは不可能ですから、経営が成り立たなくなると市が全部出さなければならない。そういう宿命を帯びている施設だというのは、当時私は直接かかわっていないけれども、あの条例を見たときにはそういう感じがしてございまして、当初5, 0 0 0万ずつ年間運営費で出したと思います。ただ、1年ぐらいであの当時は、財政担当で記憶しているのは1年で何とかやっていけるということで、次の年からは助成なしで何とか自賄いでやっていきたいと。

小黒議員さんは今経営状況が悪いのではないかと、悪くはないのですけれども、償還金も返した上で施設が古くなると当初よりも財政指標は一般論としてはよくなることはない、直すところがふえてくると。大型の修繕というのがどんどん出てくるし、密着型で新たに借金をしていると。ただ、返す分の額を私どもも見ていますけれども、出る部分と余剰金というか、福寿園のほうは黒字ですけれども、軽費老人ホームのほうは制度上黒字になるシステムになっていません。福寿園の黒字でそれを穴埋めしながら何とか市民のニーズに答えていこうと。その範疇では、私はあの内容を見るとあの種の施設では頑張っているかと、その分で借金も着実に返しているのです、問題はモチベーションを下げないで、人員を補填しながら、どこまで市が入っていったら応援すればいいのだと。余り出し過ぎても、言われたとおり市のほうから全部お金が来るのだとなると民間でやった意味がなくなるということを勘案しながら、向こうの担当とお話ししながら、どこまでなのだと、借金がどのぐらい残っていて、どのぐらいで償還できるのかというのを見ながらやっています。

それで、ルールがあるのかといたら、あの条例のうたい方ではどこまでというのはないのです。それで、私は財政論者ですから、そのモチベーションを下げないように、ある程度向こうの借金がふえない、それを加味しながら助成して、考えてやっているということで今のところは何か。まだ体制の問題とか、民間ですからなかなか給与制度とか確立されていない分野も市が直接入っていけないのですけれども、間接的には中の制度を直していただくか、いろんなことをしながら、うちの施設であれはなくせないものですから、もたせるようにしていきたいと、このように考えております。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号から第4号までの一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております8議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 1時33分